
平成28年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年3月7日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成28年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第33 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第34 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第36 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第37 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第40号 人権擁護委員の推薦について
- （追加分）
- 日程第40 議案第41号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第42号 豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第42 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について

- 日程第43 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第48 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第49 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第50 議案第51号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第51 議案第52号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第52 議案第53号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第53 議案第54号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第54 議案第55号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第55 議案第56号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第56 発議第1号 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議（案）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について

- 日程第10 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第33 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について

- 日程第34 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第36 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第37 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第40号 人権擁護委員の推薦について
- (追加分)
- 日程第40 議案第41号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第42号 豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第42 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第45号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第46号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第48 議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第49 議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第50 議案第51号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第51 議案第52号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第52 議案第53号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第53 議案第54号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第54 議案第55号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第55 議案第56号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第56 発議第1号 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議(案)について

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宗 晶子君 |
| 3番 宮下 久雄君 | 4番 有永 義正君 |
| 5番 信田 博見君 | 6番 鞆野 希昭君 |
| 7番 池亀 豊君 | 8番 工藤 久司君 |

9番 丸山 年弘君
11番 吉元 成一君
13番 武道 修司君
10番 田原 宗憲君
12番 塩田 文男君
14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君
係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 …………… 神崎 博子君
総務課長 …………… 則行 一松君 財政課長 …………… 八野 繁博君
企画振興課長 …………… 江本 俊一君 人権課長 …………… 柿本直保美君
税務課長 …………… 江本昭二郎君 住民課長 …………… 加藤 秀隆君
福祉課長 …………… 平塚 晴夫君 産業課長 …………… 今富 義昭君
建設課長 …………… 平尾 達弥君 都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上水道課長 …………… 加來 泰君 下水道課長 …………… 吉留梯一郎君
総合管理課長 …………… 塩田 健治君 環境課長 …………… 進 信博君
農業委員会事務局係長 …………… 西畑 尚幸君
商工課長 …………… 中野 康弘君 学校教育課長 …………… 繁永 和博君
生涯学習課長 …………… 吉元 保美君 監査事務局長 …………… 永野 賀子君

午前10時00分開議

○議長 (田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） おはようございます。ページが16ページです。すみません。2款1項12目13節委託料の2,869万6,000円。これは、付属資料にありますと、航空交流館の基本設計ということになっております。これに基本設計に関する、今のこの航空交流館に対する今の進捗状況をわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（田村 兼光君） 江本課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。航空交流館の進捗状況ということでございますが、平成24年度に跡地検討委員会という国有地の活用の検討委員会において、検討なされた航空交流館の用地について、平成26年度に基本構想基本計画を策定しております。それに基づいて、今回、基本設計ということで補正予算に計上させていただいております。

今後の予定といたしましては、実施設計、工事、事業ということになると思いますが、この点につきましては、今、財源を模索中でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まだ、正式というか一応私らも基本設計に関する資料はいただきましたが、これが先々、負の遺産にならないような進め方というのを十分検討していただかないと、建ててからでは、箱物は遅いと思いますので、そのあたりは担当課、また町長以下がきちっと煮詰めて維持管理の面が特に引っかかるころだと思っておりますので、その辺は、きちっとお願いいたします。

終わります。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 15ページの電子計算費なのですが、システムの委託料1,930幾ら、それから機器購入費のところなのですが、説明見ましたけれどもちょっと詳しく説明をお尋ねしたいと思います。これが、機器購入のシステム委託料とは思いますが、今年度の当初予算の分の基幹系に行く分になるのか、ちょっとわかんなかった。その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課則行でございます。ページ15ページ、電子計算費のシステム導入委託料1,939万1,000円でございますが、この分に関しましては国のほうより年金

情報の漏洩や、マイナンバーの運用等に伴いまして、各自治体の中のネットワーク機器に対して強靱化に伴う強化対策の実施が指示をされております。

今回、ここに導入しておりますシステムの改修委託料でございますが、この分につきましては、今、情報系端末と言いまして、職員一人ひとりがパソコンを持っております。これの中で、庁内の情報の共有とか、そういうものを行っておりますが、そのセキュリティ対策ということで今現状はID及びパスワード管理をいたしておりますが、これに生体認証、個人が特定できる生体認証を用いるということで、今回、その情報系ネットワーク200台の生体認証の導入をするために、このシステム導入の委託料と機械器具といたしまして、生体認証機器及びそれに伴いますサーバーの設置、この2つを計画しておるところでございます。

なお、この分につきましては、国のほうの補助金がついておりまして、3月に計上させていただくということでございますので、この部分につきましては繰越明許もあわせて設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 機器の購入。今、200台と言われたの生体認証これはわかりました。この1,900万円についてなんですけども、この委託料というのは、実際どうなのですか。委託機関というか、それとも人件費が入っているとか。何の国の形で予算が出たことになるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 生体認証につきましては、機器を購入して、それに合うようにパソコンの設定をしていくその委託料でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかに、武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） おはようございます。ページ17ページで総務費で個人番号カード交付事業費の負担金というようになるのですけど。この個人番号のカードの交付事業というのは、どこがされるのか。どういう形で処理をしていくのかの説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 加藤住民課長。

○住民課長（加藤 秀隆君） おはようございます。住民課加藤でございます。この部分については、住民課のほうで所管している個人番号カードの交付事業についての予算でございます。

（「ならもう、担当なんで委員会で」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） そらそうし、なるべくなら委員会で。ほかに。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 塩田議員の質問を私もしようと思っていたのですが、先ほど説

明がありましたので、この生体認証導入というのは何ていうか、これから築上町の町民の住民の皆さんにどんなふうにかかわってくるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課則行でございます。この分につきましては、先ほど申し述べましたように、情報漏洩、そういうものの回避ということでガードをしっかりと付けて行くということで、住民の皆さんに対して情報が漏れるようなこととないように努めたいというふうを考えております。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第9 議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成28年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 提案理由の説明の中で町長が、来年度は収入がちょっと減るんだという説明がありました。予算等では全体的には上がっていると、これはいろんな過疎債や合併特例債等々で全体的な予算は上がっているだろうというふうに思いますが、収入は実質的には減っていると。その中で経常経費についてはふえている。ふえていくんだという話を提案理由の中で説明をされました。

収入が減って、経常経費がふえるという説明でいくと、経常収支比率が当然上がるというふうな説明なのかなと。80%台から90%台になって、だんだんと経営状況と言いかたちょっとおかしいかもしれませんが、経常収支比率の数値が悪化していく中で、平成28年度はもっと悪化をするんだというふうな説明に聞こえたのです。

それで実質的に、これ財政課長にお聞きしますが、経常収支比率が平成28年度は悪化をするという前提で予算を立てられたのか、それともほかの要因があつて経常収支比率に関しては、現状維持ないし改善がされているんだという部分があるのかを説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま質問の趣旨を私が言いまして、基本的には事業費支弁という形の中で経常経費も賄われる場合がございますので、必ずしも経常収支比率が高くなるという形ではないのではないかなと。いわゆる今まで事業費支弁が少なかったことで、経常経費で算定をしておりましたけれども、事業費支弁がなれば、経常経費の中を事業費支弁に持って行けるというふうなことで、あとは補足を財政課長に答えさせます。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野と申します。ただいま町長がおっしゃいました事業支弁の関係ですけれども、普通建設事業、今回平成28年度大型3事業ございますけれども。保育園、中学校、液肥ですかね、合わせて今回18億ぐらいですかね、普通建設事業で上がっておる

わけなのですけれども。この事業につきまして、今、町長が言いました事業支弁というのは、人件費をその分を振り替えることができることで、經常経費の分につきましては人件費は減って、普通建設費の中に人件費を組むことができるということで相対的にその分が經常経費の分が減るという形で考えております。

今まで、去年27年ですかね。普通建設で大型事業としましては、築城の環境センターですかね処理場ですかね。あれが1億ぐらいであと放課後児童クラブですかね。それを合わせも2億ぐらいしか普通建設としてなかったわけなんですけど。今回は、28年度は全体的に18億ぐらいの普通建設事業という形で、その分が普段経費として持ってきた人件費が事業費の中に組み込まれるという形で、その分、大体2%ぐらいですかね。持って行かれるので、その分につきましては経費が減るということで、町長が今おっしゃいました相対的に經常経費が減るといような考えで考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（13番 武道 修司君） 来年度、平成28年度は事業費のほうに經常経費を幾分か持って行けるので、数字的には今までと同額か場合によっては2%程度の部分を持って行けば、若干改善されるような数値になる可能性があるということだろうと思う。ところが、事業がなかったら悪くなる。事業がたくさんあればよくなるというやり方は、これから先、經常経費自体は実質的にはふえているんです。実質的にふえていっているということは、ことし来年度、平成28年度にある程度の改善をしていかないと、それから以降事業がなくなった段階で即、うちの財政状況は最悪の状態になるという。これは事業をやっているから、ある意味ちよつとごまかしていると言ったらあれですけど、数字的なマジックの部分はあるんだろうと思うので。平成28年度にその改善をするという部分を並行してやっていかないと、数字的にはそれでやっていけるから、それならいいじゃないかとすると今度、平成29年度、30年度というのは厳しい状況に陥るんじゃないかな。大型事業をどんどんやれば別ですけどね。

だから、そういうふうな状況を考えると、平成28年度にその部分の改善策の予算がこの中に入っているのか、どういう部分でそういうような予算を立てられたのかを説明をお願いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予算編成上、これは単年度的に見れば多いときもあれば、少ないときもあるということで一番經常経費の中で多いのは、先ほど課長が言ったように人件費なのです。職員の人件費が約15億ぐらいかかるということで、町税の額とほとんど一緒ぐらいの形なのです。そういう形の中で新陳代謝という形でいわゆる職員の分布行動ですか、これも今、高齢職員が多

かって非常にある程度一応ウエートが高かったのですけれども、退職によって若い職員になってくると。これはもう長い目で見て、いろんな形を考えていかなきゃいかんと思うんですけど、基本的には人件費がある程度抑制されるので、そういう経常経費の上昇は少し防げるのではなからうかなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 当初予算の京築広域消防会計負担金2億5,761万5,000円について質問いたします。

京築消防の使途不明金問題で、新聞によりますと物品購入の際に、支出負担行為伝票が作成されていないのに、複数の口座から現金が引き出され、約1億円の使途不明金が生じておりと報道されています。疑問として、会計責任者は支出負担行為支出命令の伝票を確認していなかったのか。なぜ、伝票がないのに現金を引き出すことができたのか。物品購入になぜ複数の口座から現金を引き出すのか、逮捕された事務職員は会計責任者の許可も得ずに単独で公印を持ち出していたのか。

通帳印の管理と実際に通帳印を取り扱いしていた人は誰かなど、この問題の本質は税金を原資とする公金の取扱いや、広域圏組合のあり方が問われていると思います。私たちは、日本共産党京築議員団は昨年11月27日京築広域市町村圏事務組合に、真相解明を求めて申し出をしました。公金の行方について、うやむやは許されません。町長の行政報告での説明は何らこれらの疑問に答える姿勢が感じられませんでした。

2億5,000万円もの負担金を予算として計上する町長としての真相解明へ向けてのお考えをお聞きいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まことに池亀議員申し訳ない。一般質問的なちょっと質問になってきたので、2億5,000万円は今回平成28何度に消防一部事務組合の豊前消防署及び全ての分署の運営経費というふうなことで計上させております。

そしてまた、ちょっと、今、一般質問的な質問がございましたけれども。基本的には、私の理事会ではそこまで審議はしないのです。基本的には、あとは組合長は一応これは別で、消防管理者という形とそれから消防長、そして、一応組合長の所属するところの会計管理者が会計管理者となると。このような形で運営がされておるという状況でございます。

そういう形の中で今まで、私どもに報告があったのは、全てを消防署の会計の担当者に任せておったと。これがやっぱり一番の悪い何て言いますか、権限のない人に通帳と印鑑を持たせておったというのが、これが一番の環境で、そういう形の中で即座に一応改善をして、消防長が今通

帳と印鑑を持っておる。そして、会計管理者も伝票が回ってくれば、印鑑を押してあと本来なら会計管理者が全てを管理するのが本当だろうと思うのですけれども。これが一部事務組合での盲点だったというふうなことで、今後、事故防止策を議員会をつくって今更なる検討して、今できることは監査体制を強化して行こう。そして、あと消防管理者と会計管理者と消防長、この3者が責任を持って行こうというふうな形で議論がなされていることの報告があつておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

○議員（8番 工藤 久司君） 今の池亀議員の分に関しての、ちょっと関連もあるのですが、その前にまず4、2、4のリサイクル液肥の分の一応内容を、場所と、場所は恐らくアグリパークでしょうけど、アグリパークのどのあたりなのか、これは築城地区の肥料を今後持って行くということで報告はありますが、どの位置なのか。どの程度の量なのかの説明と、今の広域圏の分の池亀議員の質問にちょっと関連するのですが、1億円もの使途不明金があつたにもかかわらず、私は当局にきちとした説明を求めています、いまだに説明が来ないというのは何でも通せばいいのかという、そういう思いがあります。

極端な言い方をすれば町長、2億五千百数十万というのは、本当に皆さんの税金です。その大事な税金がああいう形で使途不明金で出たわけですから。極端な言い方をすれば、これは1市4町の広域ですので、頭割りぐらいして減額ぐらいの形で提案するのも、本当に体制をきちっと見直すためのお灸というか、そういう形だと思ふのです。そのへんも踏まえて、いまだに町長の報告程度でと新聞紙上に出る記事ぐらいの認識しかない我々にしては、この予算はなかなかこのまま素直に認めていいものかという疑問がありますので、そのあたりも踏まえて答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長すみません。液肥うちの委員会。すみません答弁されて。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 液肥は委員会のほうでということ（「そうだそりゃそうだ」と呼ぶ者あり）消防の関係で基本的には、今、上げておる予算は平成28年度の消防を運営するための予算で、今、質問があつた減額してするとかそういうわけにはいきません、実際。28年度に要る予算を計上させておりますし、今まで若干ずっと余剰金を積み立てて基金でしておりました。こういうのが管理ずさんで、将来のインフラ整備といいますか、消防自動車等々の買いかえに対して少し基金をためておりましたが、それが知らず間に報告はあるような報告で、実際は中身がなかったというふうな形で使われて行つたと。これも非常に長い年度でいろんな操作を今、警察

のほうでやっておりますので、定かなことはまだわかりませんが、約1億円に近い額が使途不明金で出たというふうなことで、議会開会の冒頭でたしか2,200万円について、一応、刑事告訴を行って有効分だけ5カ年分ということで、それを刑事告訴して警察のほうで、現在その犯罪の立証を行っておるのが現状でございますし、消防署が来て説明をしても、これ以上のことは多分答えられないと。そういうことで私が重々説明するからというふうなことで、実際、消防署が来て私が言ったぐらいの答えしかならないであろうというふうなことで、今後、再発防止策という形でどうするかというのは、これがやっぱり非常に大事だろうと。あと、警察それから裁判の状況を見ながら、いろんな方向性も必要になってこようかとこのように考えておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今の町長の答弁ですと、本来当然しなければいけないそういう方たちが説明しないで、これ本当にいいもんだらうかと思うのです。町長の説明で大体だろうというのは、それはわかるような気がするのですけれども。やはり、各市町村の議会にこれだけの予算を承認してもらわねばなりませんから、それは広域の姿勢としていかなもんかなというのは思います。町長のほうからも、もう少しやっぱり議会のほうでも、どこの議会でもそうなんだらうけど。こういうことできちっと大事な予算だからということで、もっと厳しく言って本人たちがもう少しそこは姿勢を正さないと、いろいろな広域の変な噂というのは耳にするんです。これ以外にも、やっぱりまた出てくる可能性もありますので、そこは厳しく町長の立場として言っていたきたいのと、いま一度当局のほうに各議会に説明ぐらいはするというのが、私は筋だと思っていますので、そのあたりを強く要望していただきたいなと思います。終わります。

○議長（田村 兼光君） ほかにございせんか。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） ページ、44ページ。人事評価支援業務委託料というのがあるのですが、これはちょっとお尋ねしてみたいもんなのですが、以前からこういうのはあるんでしょうけれども。今回270万ですか、上がっています。これっていうのはどのような中身なのか、中身をちょっと知りたくてお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、最後ですけども、全ての先ほども電算関係言いましたけれども、全ての電算関係について、僕大概、さんざん電算システムの件はよくお尋ねしてきたのですが、正直私もどれが正しいのが金額がどこがどうなのかっていうのは、私自身もわからないですし、町長はじめ皆さんもあまりわからないんじゃないかなと。非常に、毎回毎回すばらしく大きい金額が出てくるので、187ページ見ますと、土木のシステムリースとか電算システムは28年度、29年度で一応期限を迎えるところで、やりかえれというというわけじゃないんですけども。一年ぐらいあるんで、今からいろんなところ調査かけてみて、やっぱりこれうちにかかってくる金

額がやっぱり、そう間違っただけでなかったというものなのか、やはり大幅にちょっとうちは高かったなどというのが、そこがやっぱり調査とか再認識するためにも、今から1年かけて町長やっていただきたいなど、でないどちらにしても、もし、高ければ安いところに切りかえて行くことと、プラスやっぱりシステムというのは、やはり、日進月歩で新しくなっていてますから、新しいものがやっぱり一番いいわけですし、その金額が常に委託料とか切りかえは当たり前とは思いますが、どれが正しいかが、全く僕自身わかんないんで、そこんところでそういう考えを町長自身持って行くべきではないかと思うのですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課則行でございます。44ページ、2款1項1目一般管理費の中の委託料の人事評価制度支援業務委託料270万円、この件でございますが、この前にその上のほうに電算システム委託料ということでシステム導入委託料が672万3,000円上がっておりますが、これも人事評価システムに伴うものでございます。この人事評価制度というのは、国公のほうは従来より導入しておりましたが、制度が改正されて地方公務員にも人事評価制度を導入するというふうに28年から、本来であれば導入するというふうに決まっております。

今現在、本町で行っておりますのは、ボーナスのときの勤勉手当に差をつけるということで勤務評定を年に2回行っております。変わりましたこの人事評価制度というのは、職員一人ひとりが目標設定をして、その年度にどれだけのことをやるか。そのところを管理者といたしまして、直属の上司、また上位者、副町長、町長、そのところで目標達成度とかそういうものを評価していくというふうな制度に変わっております。

今現在の年功序列制度というものを廃止して、やはり努力する者が報われる。そういうふうな制度に切りかえていくという制度でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございせんか。（発言する者あり）

○総務課長（則行 一松君） 電算の経費につきましては、今のところ周りの市町村との比較表というのはつくっておりません。ですから、この分につきましては、調査をいたしまして議会のほうに報告ができるようにしたいと考えております。

○議長（田村 兼光君） あんまり細かいことは委員会でやってくれや。

ほかにございせんか。宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） 50ページの2款1項6目1節ですね、総合戦略の予算について伺います。

委員報酬ですね。総合計画策定委員報酬57万6,000円について伺いますが、この経費は年度内に払われずに4月以降の予算になるのでしょうか。そして、もう1点です。2款1項6目

13節の委託料です。計画策定業務委託料の内容説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 江本振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課江本です。2款1項6目企画費の1、報酬でございますが総合計画策定委員報酬につきましては、平成28年度新たに審議会委員を任命いたしまして、そこで支払われる予定でございます。あと13節委託費、計画策定業務委託費これにつきましても、総合計画策定の支援業務委託となっております。

支払いについては、ある程度、期間を区切って逐次支払いを行いたいと思っています。日額につきましては、一般委員は3,000円。あと専門分野にかかる方については1万円となっております。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（2番 宗 晶子君） よくわかりました。総合戦略のその計画というか、審議委員会の回数とかもお伺いしたいのですが、そういうのは委員会とかで聞いたほうがよろしいのでしょうか議長。

○議長（田村 兼光君） 大体きょうはね、そりゃ質疑もせないけんけど、小さな細かいことは委員会であるべきなら、きょうは委員会に付託してください。

○議員（2番 宗 晶子君） じゃあ、委員会で聞かせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 協力願います。

○議員（2番 宗 晶子君） わかりました。

○議長（田村 兼光君） 所管外でも何でもね。

○議員（11番 吉元 成一君） 今、所管外という話が出ましたもので、一言皆さんにわかっていただきたいのは、所管外の場合は議長が言うように、説明委員を呼んで委員会で説明すればクリアできるわけですから、所管外はなるべく議長が細かいことを聞くんやったら、所管外ですけど委員会に説明員を呼んで聞いたらどうかということを議長が言われるんですよ。

○議長（田村 兼光君） ひとつお互い協力願います。（発言する者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第11号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第12号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第12号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第13号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第13号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第14号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第14号平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託にします。

日程第14. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第15号平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第16号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第16号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託にします。

日程第16. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第17号平成28年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第19号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第19号築上町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第19. 議案第20号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第20. 議案第21号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第21号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第21. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第22号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第22. 議案第23号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第23号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第23. 議案第24号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第24号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第24. 議案第25号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第25号築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第25. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第26号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第27号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第27. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号築上町学習等共用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第28. 議案第29号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第29号築上町図書館条例の一部を改正条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第29. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第30号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第31号

○議長（田村 兼光君） 日程第30、議案第31号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第32号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第32号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第32. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第33号築上町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第33、議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第35号

○議長（田村 兼光君） 日程第34、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第35. 議案第36号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第36. 議案第37号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第37号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第37. 議案第38号

日程第38. 議案第39号

日程第39. 議案第40号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第37、議案第38号築上町教育委員会委員の任命についてから日程第39、議案第40号人権擁護委員の推薦についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第40号までを委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

日程第37、**議案第38号**築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により13番、武道修司議員、1番、小林和政議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ、有効投票のうち同意10票、不同意に3票。

したがって、議案第38号の築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を同意することに決定しました。

日程第38、**議案第39号**築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により2番、宗晶子議員、3番、宮下久雄議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入をしましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方お願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を申し上げます。

投票総数13票、有効投票13票、無効票ゼロ票、有効投票のうち同意は10票、不同意は3票。

したがって、議案第39号の築上町教育委員会に委員に永井和美氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第39、議案第40号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により投票で適任、不適任を本日決定したいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、4番、有永義正議員、5番、信田博見議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白票は不適任は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら順次投票してください。

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効票投票ゼロ。有効投票のうち適任 12、不適任 1 票。

よって、議案第 40 号の人権擁護委員に吉田富美代氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

議場の入口を開けてください。

[議場開鎖]

○議長（田村 兼光君） 新たに教育委員会委員の任命に同意された永井和美氏の紹介は 17 日本会議終了後に行います。

日程第 40. 議案第 41 号

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。日程第 40、議案第 41 号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続き提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第 41 号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 7 日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 41 号は、築上町行政手続の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、行政不服審査法これは改正がされまして、28 年の 4 月 1 日に施行されます。これも開会日に提案いたしました町の関連条例たくさんございましたが、この条例も、この法律が適用されるというのが判明されまして追加で提案させていただいております。改正の内容は、異

議申立てという項目を再調査の請求に改めるものでございます。

よろしく御審議いただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第41. 議案第42号

○議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第42号豊前市広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合同規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読について、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第42号豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定により豊前広域環境施設組合の共同処理する事務を変更し、豊前広域環境施設組合同規約を別紙のとおり変更することに関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成28年3月7日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号は、豊前広域環境施設組合の共同処理する事務の変更及び豊前広域環境施設組合同規約の変更でございます。

本案は、平成12年から豊前広域環境施設組合へし尿の搬入の許可、それから浄化槽の許可を委任をしておりましたが、一応廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理事業及び浄化槽清掃事業の許可権限を一応また町のほうで行おうと、なお、この委任をしておりましたけれども、我が築上町が平成29年の3月31日付をもって脱退するというふうなことで、業者も許可が2年の有効期間でございますので、もう1回でよからうというようなことで本町、それぞれの市町村でしようというふうなことで組合の中で一応1件が統一されまして、今回、この議案を一応可決をいただきましたのは、一応環境施設組合の議会でこれを条例を改正する予定にしておるところでございます。よろしく御審議していただき、お願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第42. 議案第43号

日程第43. 議案第44号

日程第44. 議案第45号

日程第45. 議案第46号

日程第46. 議案第47号

日程第47. 議案第48号

日程第48. 議案第49号

日程第49. 議案第50号

日程第50. 議案第51号

日程第51. 議案第52号

日程第52. 議案第53号

日程第53. 議案第54号

日程第54. 議案第55号

日程第55. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第42、議案第43号築上町農業委員会委員の任命についてから、日程第55、議案第56号築上町農業委員会委員の任命についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第56号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） **議案第43号**築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第44号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第45号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第46号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命

したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第47号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第48号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第49号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第50号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第51号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第52号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第53号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第54号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第55号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第56号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。平成28年3月7日提出、築上町長新川久三。

○町長（新川 久三君） 議案第43号から56号までは農業委員会の委員さんの任命ということで、今度、農業委員会に関する法律が変わりまして議会開会の冒頭御説明を申し上げましたが、町長が募集をして、そして募集の中から議会のほうに一応提案していくというふうな過程になったところでございます。

一応、選任の過程は冒頭申しましたので、もう省略させていただきますけれども、議案第43号はこれは利害関係のないものというふうなことで、非農家そして行政いろんな経験があり資格があるというふうなことで、築上町大字東地域1640番地の14、氏名は吉留康次氏、生年月日は昭和25年7月15日、65歳でございます。学歴それから職歴は参考に定めておりますので、御参照していただければ（ ）のところでございます。いわゆる利害関係のない者ということで、吉留氏を一応議案として提出させていただきました。

次に、議案第44号この関連資料の中でちょっと訂正をお願いしたいと思いますが、学歴のところでこれはもう議案の修正はないので、一応差しかえはさせていただきませんでした。学歴が昭和10年となっておりますが、これすみません平成10年の3月、福岡県立築上中部高等学校卒業でございますので、すみませんがちょっとご訂正のほどお願い申し上げます。

そういうことで、この一応44号の方は築上町大字有安97番地の1、上森勇三さん、生年月日が昭和54年6月24日生まれ、36歳ということで学歴、職歴それから経歴としては、認定農業者の認定を受けているところでございます。そういうことで基本的には、法の趣旨で若者という者を中に含んで、一応選任をなささいということで、この若者に含まれたところで一応議案として提案をさせていただきました。

次に、議案第45号、住所は築上町大字広末926番地、永井洋介さん。生年月日が昭和49年1月28日、42歳でございます。この方も認定農業者というふうなことで、経歴は農協に出ながら退職して、今、自営で合同会社をつくって農業を行っているという方でございます。この方も一応若者代表ということで、一応提案をさせていただいております。

次に、議案第46号、この方は築上町大字越路873番地2、山崎千恵さん。生年月日が昭和54年2月17日、37歳ということで、この方は福岡県女性農村アドバイザーという一応、今、勤めておるところでございます。この方も若者と女性双方兼ねておりますが、一応、女性という形で法の趣旨に照らして一応提案をさせていただいております。

次に、議案第47号、住所は築上町大字築城779番地2、椎葉千亜紀さん。生年月日が昭和54年2月の17日、39歳でございます。この方は認定農業者というふうなことで（「町長間違えてる」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）すみません、資料とあれが間違っておりますが（発言する者あり）生年月日を差しかえて、（「資料が間違っている」と呼ぶ者あり）資料が間違っているのです、議案は正しゅうございます。すみません。そういうことで、ちょっと生年月日先ほどの山崎さんと、それから椎葉さんの生年月日が議案のほうが正しゅうございます。それで資料のほうを訂正をお願い申し上げたいと思います。すみません。（発言する者あり）あとでまたお配りします。その資料は。そういうことで、一応若者と女性という形で女性のほうで法の趣旨に捉えて、一応提案をさせていただきました。

それから、次が築上町農業委員会委員で議案第48号でございますけれども、築上町大字伝法寺1121番地、椎野洋文さん。生年月日が昭和24年10月の19日ということで、66歳でございますが。これもちょっと待ってよ。

○議員（12番 塩田 文男君） 資料間違えただけで、今、差しかえてもないんですかね。

○町長（新川 久三君） 議案が違ってないのです、資料ですみませんが、そういうことで御了承願いたい。議案が違つとれば当然差しかえますけど。

○議員（12番 塩田 文男君） 資料が違うから、どっちがどっちかわからん。

○町長（新川 久三君） 議案が正しいということをお願いしたいと思います。今、提案中でございますので、よろしくをお願いします。

一応第48号は、生年月日は24年の10月19日の椎野洋文さんでございます。この方は、一応、地域割りの形で上城井地区から提案をさせていただいております。

それから、議案第49号、住所は築上町大字袈裟丸487番地の1、後田幸政氏。生年月日が昭和23年5月26日生まれ、67歳でございます。認定農業者認定ということでいたしております。この方は一応、下城井地区の地域割りの形で提案をさせていただいております。

議案第50号、築上町大字小原396番地の2、蛭崎幸生氏、生年月日が昭和22年の11月23日、68歳でございます。築上町の農業委員会委員とそれから、今、小原営農組合が認定農業者ということで認定をされて、法人の代表をされておるところでございます。この方も、西角田地区の一応地域割りの形で提案をさせていただいております。

それから次が、議案第51号、住所が築上町大字西八田891番地の1、大石正紘氏、生年月日が昭和20年の1月13日、71歳でございます。学歴は省略しますが、一応農事組合法人今津の里代表理事ということで、一応歴任をして現在この今津の里は認定農業者ということで、今津の里から推薦があり八津田地区の代表という形で一応提案をさせていただいております。

議案第52号でございますが、これも農業委員。築上町大字上別府1127番地の4、吉田俊明氏、生年月日が昭和40年7月2日、50歳、この方も認定農業者ということで認定をさせていただいて、農業委員も一応経験がある方でございます。

議案第53号、築上町大字広末586番地、久保康光氏、昭和21年の9月28日生まれ69歳。この方も築上町の農業委員会委員の経験者、そして認定農業者というふうなことで一応提案をさせていただいております。

議案第54号でございますけれども、築上町大字湊299番地木本昌廣氏、生年月日が昭和22年2月28日、69歳ということで、この方は湊営農組合という形で提案をさせていただいております。

それから議案第55号、築上町大字湊360番地1、宮野葵氏、昭和13年12月4日生まれ、77歳、この方も湊営農組合等々一応、幹事さんをなさっているということ、これは入っていないかな。もと役場の農業委員会等々の経験者でございます。

最後が議案第56号、築上町大字高塚883番地の1、門田修身氏、昭和11年の4月28日生まれ79歳、ということでこの方は、農事組合法人浜宮営農組合代表理事、組合長を歴任して現在は後任の方に譲っておるということでございますが、高塚の浜宮営農組合のほうから一応推薦で応募があつておるところでございます。

以上、14名がそういうことでいろんな諸条件を勘案しながら、一応議会のほうに提案をさせていただいたところをごさいますて、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議員（13番 武道 修司君） すみません。ちょっと一言いいですか。今、町長の提案の途中に議案は間違っていない。資料が間違っているんだからいいというふうな感じの発言がありましたけど、資料であろうと何であろうと、間違いは間違いなのです。ちゃんと訂正をしてやるべきだろうと思います。資料だからいいという話にはならないと思いますので、きょう訂正今しましたけど、今後、そういうふうなことがないように、十分町長から職員に対して指導するようにしていただきたいというふうに思います。いいという話にはならない。

○町長（新川 久三君） 今後、今朝も課長会議の中で厳しく言ったのですが、なかなかこれがということで、今後はその体制をしていこうとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 町長、朝これやる前に本人がちょっと目を通して、やっぱりリハーサルしとかんといかんよ。最高責任者だ。（発言する者あり）

○議員（4番 有永 義正君） 農業委員の選任につきまして、全体協議会の中で町長に農業委員の選任については、特に地域割りを地域を重要視してくれというふうにお願ひしておったわけでごさいます。町長もできればそのふうにしたいということで、答弁を受けております。

しかし、きょうのこの農業委員の要するに名簿を先ほどいただきまして、見てみますと椎田地区は7名で各地区でバランスがよく相当考えてしているように、私としてから見受けられます。

しかし、築城地区におきましては、築城地区に5名、下城井地区に1名、上城井地区に1名となっています。今度は農業委員のなりたいという申請者を役場の広報無線でとって、集めておると思います。その中でこういうふうの下城井、上城井には、若者とか先ほど町長が言った若者の代表というふうに言っておりましたが、おらなかつたならそれは仕方ないと思いますけど、3年先、6年先、今後のことがありますので、こういう地区に偏った農業委員は地域の代表です。地域のことを十分に判断して提案していただきたいと思います。終わりです。

○議長（田村 兼光君） 議員ね、町長もやっぱり慎重に選任したと思いますよ。（発言する者あり）もうね……。

お諮りします。日程第42、議案第43号築上町農業委員会委員の任命についてから、日程第55、議案第56号築上町農業委員会委員の任命についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し最終日に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第56号までは委員会付託を省略し、最終日に採決することに決定しました。

日程第56. 発議第1号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第56、発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議（案）についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

日程第56、発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第1号地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議（案）について、表記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成28年3月7日、提出者、築上町議会議員、工藤久司。賛成者、築上町議会議員、吉元成一、築上町議会議長、田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 地方創生の実現に向けた地域高規格道路「中津日田道路」の整備促進を求める決議（案）についての提案理由を説明いたします。

高規格道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果を図るほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤であります。築上町議会としても、地方創生の実現に向けて欠かせない交通基盤である地域高規格道路「中津日田道路」の早期完成を推進することを強く要望するものであります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって発議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

○議長（田村 兼光君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時33分散会
